

児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）について（通知）

一部改正 新旧対照表

変更点は下線部

新	旧
<p>「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条<u>第三項</u>の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」について（通知）</p> <p>今般、「児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）」について、その全部が改正され、新たに、「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条<u>第三項</u>の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」として制定された。</p> <p>（略）</p> <p>第1 1～2（略） 3 小児慢性特定疾病の治療に必要な手術に関連して、小児慢性特定疾病児童等の心理的ケアのため、心療内科又は精神科における心理面に対する治療は、児童福祉法第6条の2 <u>第3項</u>に規定する小児慢性特定疾病医療支援の範囲に含まれ、その医療費について医療費助成の対象として差し支えない。 4～6（略） <u>7 各表備考欄（第八表を除く。）の「疾病の状態の程度に定める症状を呈していない者に対する治療を行う場合であって、当該治療が当該症状を呈すると予測されるものに対して行う治療として保険適用されている場合は、疾病の状態の程度を満たすものとする。」と</u></p>	<p>「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条<u>第二項</u>の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」について（通知）</p> <p>今般、「児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）」について、その全部が改正され、新たに、「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条<u>第二項</u>の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」として制定された。</p> <p>（略）</p> <p>第1 1～2（略） 3 小児慢性特定疾病の治療に必要な手術に関連して、小児慢性特定疾病児童等の心理的ケアのため、心療内科又は精神科における心理面に対する治療は、児童福祉法第6条の2 <u>第2項</u>に規定する小児慢性特定疾病医療支援の範囲に含まれ、その医療費について医療費助成の対象として差し支えない。 4～6（略） <u>（新設）</u></p>

新	旧
<p data-bbox="145 167 1108 284"><u>は、臨床所見は発現していないが、遺伝学的検査により当該疾病が発症すると予測され、保険収載されている治療を行う場合を、医療費助成の対象とする。</u></p> <p data-bbox="118 292 1108 408">8 小児慢性特定疾病の診断に当たっては、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ (https://www.shouman.jp/) の小児慢性特定疾病一覧に掲載されている「診断の手引き」を参考にする事。</p> <p data-bbox="87 459 324 534">第2～第15（略） （別表）（略）</p> <p data-bbox="107 582 264 614">（参考資料）</p> <p data-bbox="87 625 1108 826">「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条<u>第三項</u>の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」の「疾病の状態の程度」と「診断の手引き」の「対象基準」の対応一覧</p> <p data-bbox="107 874 197 906">（表略）</p>	<p data-bbox="1160 292 2161 408">7 小児慢性特定疾病の診断に当たっては、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ (https://www.shouman.jp/) の小児慢性特定疾病一覧に掲載されている「診断の手引き」を参考にする事。</p> <p data-bbox="1131 459 1368 534">第2～第15（略） （別表）（略）</p> <p data-bbox="1151 582 1308 614">（参考資料）</p> <p data-bbox="1131 625 2161 826">「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条<u>第二項</u>の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」の「疾病の状態の程度」と「診断の手引き」の「対象基準」の対応一覧</p> <p data-bbox="1151 874 1240 906">（表略）</p>